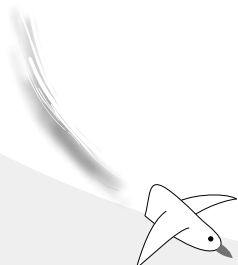


2021年度改定版

★次の改定まで大切に保管してください。

生活クラブならではの
たすけあいのしくみ

エッコロガイド 保存版



エッコロは
あなたの
生活クラブライフを
豊かにします！
ぜひ使ってみて
くださいね！

こころをかたちに♡たすけあい

組合員コード	
お名前	様

連絡先 月～土 9:00～17:00

エッコロ
事務局

札幌市厚別区大谷地東1丁目4-15

TEL 011-887-8891

FAX 011-887-7229

生活クラブ北海道



もくじ

事例紹介 1

利用マニュアル 2～4

- ◆ 「エッコロ」って何？
- ◆ 「ケア」って何？
- ◆ 「ケア金」って何？
- ◆ ケアのルールとコツ
- ◆ ケア者保険
- ◆ コーディネート制度

マークの見方

コーディネート制度が使える保障です。

手続き 5

- ◆ 手続き
- ◆ 事由発生から給付金受け取りまで

保障一覧 6～7

- ◆ こんなときに使えます！

保障の内容 8～15

- ◆ 組合員活動保障 組1－組7
- ◆ 共同購入保障 共1－共4
- ◆ 日常生活保障 日1－日5
- ◆ その他の保障 他1・他2

入ってよかった♡エッコロ

生活クラブ福祉事業の取り組み 16

福祉基金 / ワークス・コレクティブ 17

エッコロ制度規約と細則 18～20

組合員活動保障 3 企画参加を支えるための補助(支部企画のみ) 21

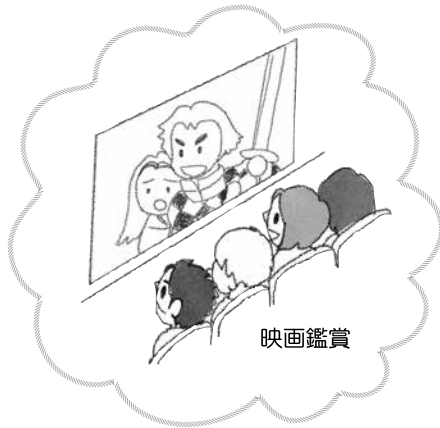
その他の保障 1 ガン検診・健康診断の補助 23

「広げよう！たすけあいのしくみ」 25

子育て中は エコロでリフレッシュ！



ショッピング



映画鑑賞



エステ



歯医者

※他の病気治療は含まれません

助
か
る
わ
〜



美容室

詳しくは 14 ページをみてね！

♡
コーディネート
可

コーディネート
使えます



買い物代行

プラチナ世代
65歳以上になったら♡



雪かき



助
か
る
わ
〜



ゴミ出し



「エッコロ」って何？

生活クラブならではの
たすけあいの
しくみ

安心して共同購入するために、また、組合員活動に気軽に参加するきっかけとして、加入者同士が「おたがいさま」の気持ちで支え合う、たすけあいのしくみです。

毎月100円ずつを出しあい、その中からケアしてくれた方へ、みんなからのお礼としてケア金が支払われます。



「ケア」って何？

掃除や食事づくりなどの家事援助や、共同購入品を届けたり、託児など、気張らず、さりげなく、今、困っている人へほんのちょっとしたお手伝いをすることです。

洗濯・掃除



子どもの預り



7ページを
見てね！

食事づくり



買物・消費材の授受



「ケア金」って何？

「ケア金」ってエッコロから
支出されるのね

困った時はおたがいさまの気持ちで、みんなからのお礼としてケアしてくれた人にエッコロから支払われる給付金です。共同購入代金と相殺で給付されます。



ケア金は事由によって異なります（限度額まで給付されます）。

※ケア者の交通費は、ケア依頼者が負担します。



ケアのルールとコツ

エコロ加入者なら、誰でもいつでも、ケアを依頼する人にもケア者にもなれます。ケアする人数や時間は、制度の保障範囲以内とします。基本的にケア者はケアを依頼する人が見つけますが、コーディネート制度の導入により、一部あなたにかわってコーディネーターがケア者を探します！（詳しくは4ページをご覧ください）

ケアを受ける人＝ケア依頼者



お願いします

- ① 頼みたいケアは何かを考え、ケア者に依頼し、打ち合せの上ケアしてもらいます。
- ② ケアしてもらった後、報告の書類（申請用紙）を提出して下さい。
- ③ ケアを受けた内容などを記録しておきましょう。

ケアをする人＝ケア者



はい

- ① ケアを受ける方の立場を思いやり、尊重し、優しい心で接しましょう。
- ② プライバシーを絶対に守りましょう。
- ③ ケアした内容などを記録しておきましょう。

これがあるから
安心ね



ケア者保険

万が一、ケア中に事故が起こった場合は「ケア者保険」が適用されます。これはケア者が出かけてから、ケアを終えて、帰るまでの間が保障されます。

保障内容

- ① ケア者が活動中に障害を被った場合に支払われます。
- ② ケア者が活動中の事故（車両事故は除く）により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した場合に支払われます。

(1) 傷害保険（ケア者本人）

- 死亡・後遺障害保険金額 300万円
- 入院保険金額 (1日) 3,000円
- 通院保険金額 (1日) 2,000円

(2) 賠償責任保険

- 対人 1億円
- 見舞金費用 30万円（支払い条件あり）
- 事故・訴訟対応費用 30万円
- 財物賠償 1億円

* 免責 5,000円設定 / 2021年5月現在（詳しくはお問い合わせください）

事由が発生した場合はすぐに連絡ください。

生活クラブ本部 エコロ事務局 TEL (011) 665-1717



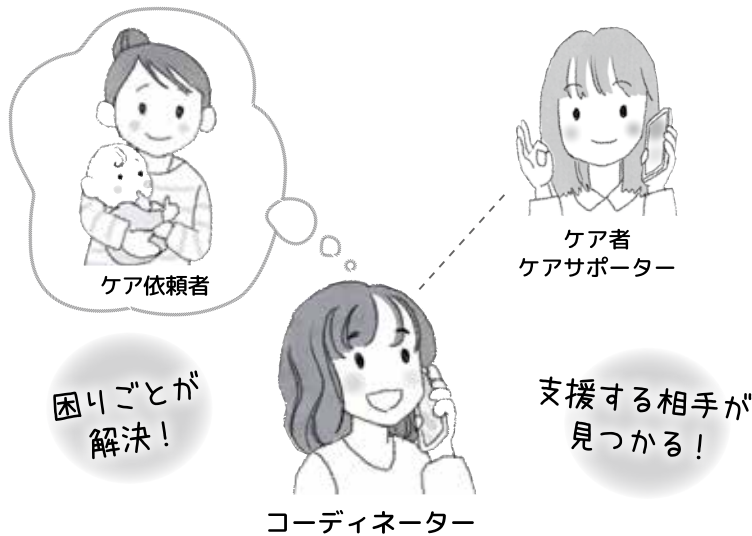
コーディネート制度

コーディネート可

エッコロが
さらに使いやすく
なりました!

2020年から、ふだんの暮らしのちょっとしたお手伝いに役立つ
コーディネート制度がスタートしました。

☆コーディネート制度は「組合員活動保障2」と「日常生活保障5」
のみに使えます。



☆コーディネート制度は支部
ごとの取り組みです。ま
だ導入していない支部も
あるのでエッコロ事務局
にお問い合わせください。
(TEL 665-1717)

基本の流れ



ケア依頼者

- ①エッコロ事務局に電話
- ②エッコロコーディネーターから電話
がくる。依頼したい内容の詳細を伝
える
- ③ケア者(ケアサポーター)から電話
がきて詳細確認
- ④当日ケア実施。申請用紙に記入して
提出(事前に事務局から届きます)

☆ケア者が見つからず依頼に応えられない
時もあります。

事例



引越し 大助かりでした!

一人暮らし、体調も万全でないためお手伝い
をお願いしたところ、2人のお手伝いの方が
きて、食器や重たいものの荷造りを手伝って
くれました。初めてお会いした方でしたが、
組合員同士で安心感がありました。(60代Nさん)

幼稚園バス停への送迎 ありがとうございました!

下の子が生まれたばかりで、上の子の幼稚園
のバス停まで送り迎えをお願いしました。事
前に顔合わせをお願いしたので子どもも私も
安心して頼むことができとても助かりました。

(30代Sさん)



手続き

1 加入の方法

加入申込用紙（エッコロ事務局に請求）に必要事項を記入してください。

2 効力の開始

加入用紙受理後、翌日の午前0時からです。

3 掛金

月100円とし、個人別払込明細表で共同購入代金と一緒に請求されます。

4 エッコロ制度保障期間

4月1日から3月31日までの1年間です。
中途加入された場合は、加入申込用紙が受理された翌日より3月31日までとなります。

5 解約・変更・更新・失効

- ①解約は毎年3月に解約申請書にて受付けます。
※保障期間は1年とし、中途解約は認められません。
- ②変更の事由（支部・班・住所・氏名・電話）が生じた時は、速やかに変更内容をエッコロ事務局へお知らせ下さい。
- ③更新は自動継続になります。
- ④共同購入代金未納の場合は、効力が失われます。

事由発生から 給付金受け取りまで

事由発生の連絡

エッコロ事務局に連絡します。

申請書類の受取

エッコロ事務局から必要書類が届けられます。
☆組合員活動保障3企画参加への補助は21ページ、
その他の保障1ガン健診、健康診断補助は23ページに申請用紙があるのでコピーして使えます！

申請書類の提出

必要事項を書き込み、医療機関領収書等必要書類をつけてエッコロ事務局へ提出します。

給付金の受取

締め切り日までに、エッコロ事務局へ提出して下さい。
その翌月に個人別払込明細表にて申請者またはケア者に相殺給付されます。
(事由により時間がかかる場合があります)

保障項目	番号	名 称	備 考
組合員活動保障	組1	組合員活動を支えるためのケア	8P★
	組2	組合員活動を支えるためのコーディネートによる託児ケア（支部企画のみ）	8P★
	組3	企画参加を支えるための補助（支部企画のみ）	9P
	組4	活動中の事故による入院・在宅療養	9P
	組5	活動中の事故による賠償責任	9P★
	組6	活動中に私物の破損があったとき	10P★
	組7	活動中の車・自転車の事故および自転車の盗難	10P★
共同購入保障	共1	共同購入品の配達当日における破損・盗難・動物被害	11P★
	共2	共同購入品の緊急時の預かり・配達ケア	11P★
	共3	65歳以上、障がい者、妊娠中の加入者、または乳幼児を抱える加入者への共同購入品の配達ケア	12P★
	共4	共同購入するための組合員サポート	12P★
日常生活保障	日1	加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養	13P
	日2	家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア	13P
	日3	加入者の出産前後のケア	13P
	日4	加入者のリフレッシュのためのケア	14P★
	日5	65歳以上と、未就学児を抱える加入者を支えるコーディネートを含むサポートケア	14P★
その他の保障	他1	ガン検診・健康診断の補助	15P
	他2	エコロ長期加入者へのお祝い金	15P

■上表の★印がついている保障については、事由発生後7日以内（日曜日は除いて計算）に連絡をお願いします。

こんな時に使えます！

ケアの種類	番号	名 称	備 考
託児ケア 	組1	組合員活動を支えるためのケア	8P★
	組2	組合員活動を支えるためのコーディネートによる託児ケア (支部企画のみ)	 8P★
	組3	企画参加を支えるための補助(支部企画のみ)	9P
	組4	活動中の事故による入院・在宅療養	9P
	日1	加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養	13P
	日2	家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア	13P
	日3	加入者の出産前後のケア	13P
	日4	加入者のリフレッシュのためのケア	14P★
	日5	65歳以上と、未就学児を抱える加入者を支える コーディネートを含むサポートケア	 14P★
共同購入品の 配達サポート 	組4	活動中の事故による入院・在宅療養	9P
	共1	共同購入品の配達当日における破損・盗難・動物被害	11P★
	共2	共同購入品の緊急時の預かり・配達ケア	11P★
	共3	65歳以上、障がい者、妊娠中の加入者、または乳幼児を抱える加入者への 共同購入品の配達ケア	12P★
	共4	共同購入するための組合員サポート	12P★
	日1	加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養	13P
	日2	家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア	13P
家事援助 	組1	組合員活動を支えるためケア	8P★
	組4	活動中の事故による入院・在宅療養	9P
	日1	加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養	13P
	日2	家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア	13P
	日3	加入者の出産前後のケア	13P
	日4	加入者のリフレッシュのためのケア	14P★
	日5	65歳以上と、未就学児を抱える加入者を支える コーディネートを含むサポートケア	 14P★
その他の保障	組5	活動中の事故による賠償責任	9P★
	組6	活動中に私物の破損があったとき	10P★
	組7	活動中の車・自転車の事故および自転車の盗難	10P★
	他1	ガン検診・健康診断の補助	15P
	他2	エッコロ長期加入者へのお祝い金	15P

■上表の★印がついている保障については、事由発生後7日以内(日曜日は除いて計算)に連絡をお願いします。

■この内容以外にも使える場合があります。使えるかな? と思ったらまず、エッコロ事務局に聞いてくださいね! ☎ 011-665-1717



組合員活動保障

組合員活動とは、チラシまきなどの拡大活動、組合員の各種委員会、集会、イベント、サークル活動、共同購入品の授受とする。組合員に同行している家族も含む。

	保障内容	補足
<p>組 1 組合員活動を支えるためのケア</p>	<p>ケア金</p> <p>1日 1,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間限度額なし (ケア者の交代がある場合はケア者ごと、託児は子ども1人ごとの保障) ・サークル活動は 1日 子ども1人ごと 600円 年間 3,000円 限度 <p>ケア内容</p> <p>託児、家事援助、高齢者などの家族の世話(ただし、共同購入品の授受は除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア発生から7日以内に事務局へ連絡(日曜日は含まない) ・サークル活動は託児のみ ・班活動は対象外 ・ケア者に直接給付 <p>こんな時に使えます!</p> <p>生活クラブの学習会に参加したいと思ったが、朝早いので近所のエッコロ加入者Aさんに預け、バス停まで送ってもらった。</p>
<p>組 2 組合員活動を支えるためのコーディネーターによる託児ケア(支部企画のみ)</p> <p>コーディネーター可</p> <p>○月○日に、託児を お願いできませんか?</p>	<p>ケア金</p> <p>1日 1,000円</p> <p>(ケア者の交代がある場合はケア者ごと、託児は子ども1人ごとの保障)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター料 成 立 300円 不成立 200円×不成立人数 <p>ケア内容</p> <p>託児</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア発生から7日以内に事務局へ連絡(日曜日は含まない) ・班活動は対象外 ・ケア者に直接給付 <p>こんな時に使えます!</p> <p>委員会で、いつもエッコロ託児をお願いしている人の都合が悪くなり、コーディネーターを通して託児してくれる人を見つけてもらった。</p>


活動参加を支えます♪


	保障内容	補足
組3 企画参加を支えるための補助 (支部企画のみ) 	ケア金 子ども1人に対して300円を上限とした実費補助 ケア内容 支部企画によるワークスによる託児	・支部企画で託児費の負担があるイベント等に参加する場合、申請用紙は主催者へ提出 ・エッコロガイド巻末に申請用紙あり こんな時に使えます! 支部企画の豚肉講習会へ参加するために、2歳の子どもの託児をお願いした。託児費300円を支払い、後日補助を受けた。
組4 活動中の事故による入院・在宅療養 	入院見舞金 10,000円 治療費 実費(他の保障との差額のみ) ケア金 1時間 600円 (申請は10分刻みで可) ・入院見舞金、ケア金と治療費実費合わせて50,000円限度 ・サークル活動は年間5,000円限度 ケア内容 入院・通院時の送迎、付き添い、家事援助、共同購入品の授受	・同行家族および留守番の未就学児童も保障 ・サークル活動は治療費とケア保障のみ ・ケア者に直接給付 添付書類 ・治療に要した領収書(コピー可) こんな時に使えます! 拡大チラシ配布中に、ちょっとした段差でつまづき、腕を骨折し通院した。治療費の請求をした。
組5 活動中の事故による賠償責任 	治療費および修理費 ・治療費および修理費合わせて50,000円限度 ・サークル活動は年間5,000円限度	・発生から7日以内に事務局へ連絡(日曜日は含まない) 添付書類 ・治療費および修理費の領収書(コピー可) こんな時に使えます! わくわくまつり当日、模擬店でプラスチック容器をガスの側に置いて、溶かしてしまった。



組合員活動保障




		保障内容	補足
組6 活動中に私物の破損があったとき  イベント撮影係	修理費 ・ 組合員活動中に役割上、個人の所有物を持ち込み、万が一破損した場合、保障の対象とする ・ 修理費として 50,000 円 限度	・ 発生から7日以内に事務局へ連絡（日曜日は含まない）	
	<p style="text-align: center;">こんな時に使えます！</p> <p style="text-align: center;">お菓子作りの講習会で、持って来た自分の電動ハンドミキサーを、落として壊してしまった。</p>		


組7 活動中の車・自転車の事故および自転車の盗難 	自動車 ・ 修理費実費支給は 50,000 円 限度	・ ただし共同購入品の授受とサークル活動は除く ・ 発生から7日以内に事務局へ連絡（日曜日は含まない）
	自転車 ・ 修理費および盗難時の購入費の補助は 5,000 円 限度	
<p style="text-align: center;">こんな時に使えます！</p> <p style="text-align: center;">運営委員会の帰りに、委員を車で送る途中、わだちにハンドルを取られて車を擦ってしまった。修理費は5万円だった。</p>		



共同購入保障

	保障内容	補足
<p>共1 共同購入品の配達当日における破損・盗難・動物被害</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 被害実額の実費保障 (荷受場所から自宅玄関に入れるまでと他者の共同購入品の運搬時を保障) 年間 30,000 円 限度 同居の家族の破損も保障 	<ul style="list-style-type: none"> 配達当日を含めて7日以内に事務局へ連絡(日曜日含まない) 被害とは使用に耐えないもの ペットによる被害は対象外 <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 配達個人明細または配達予定明細表(コピー可)

こんな時に使えます!
 班の荷受先にしてた車庫の中でネズミに袋を破られて、米を一部食べられていた。

<p>共2 共同購入品の緊急時の預かり・配達ケア</p> 	<p>ケア金</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回 200 円 年間 3,000 円限度 <p>ケア内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同購入品の預かりと配達 	<ul style="list-style-type: none"> ケア発生から7日以内に事務局へ連絡(日曜日含まない) ケア者に直接給付 緊急を要した場合は全て対象とする
---	--	--


こんな時に使えます!
 急な残業で消費材を班の人に届けてもらった。

こんな時に使えます!
 葬儀に参列するため、当番さんに電話して翌日まで消費材を預かってもらった。




共同購入保障



	保障内容	補足
<p>共3 65歳以上、障がい者、妊娠中の加入者、または乳幼児を抱える加入者への共同購入品の配達ケア</p> 	<p>ケア金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回 200円 ・ 年間 5,000円限度 <p>ケア内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同購入品の配達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取りに行くことが困難と本人が判断した時の全てを保障の対象とする ・ ケア発生から7日以内に事務局へ連絡（日曜日は含まない） ・ ケア者に直接給付

こんな時に使えます！
お米が重たくて、取りに行くのが困難なため届けてもらった。

<p>共4 共同購入するための組合員サポート</p> 	<p>ケア金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回 200円 ・ 年間 3,000円限度 <p>ケア内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OCR用紙への記入、インターネット注文のサポート（託児も可） ・ グリーンシステムに参加するためのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以下の乳幼児がいる場合、65歳以上の組合員、用紙への記入に困難を抱える障がいのある組合員も対象 ・ 同じ申込み企画の場合は、OCR記入・インターネット注文を別のタイミングで行っても、給付は1回分になる ・ ケア発生から7日以内に事務局へ連絡（日曜日は含まない）
---	--	--

こんな時に使えます！
2歳の子どもがいて、ゆっくりカタログを見て申し込み用紙へ記入することが難しいので、組合員の方に託児をお願いした。

こんな時に使えます！
グリーンシステムに出すために、Rビンや牛乳パックの処理をお願いした。




日常生活保障

	保障内容	補足
<p>目1 ☆あなたが不調のとき 加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養</p> 	<p>ケア金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間 600円 (申請は10分刻みで可) ・ 年間 10,000円限度 <p>ケア内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院・通院時の送迎、付き添い、家事援助、除雪、共同購入品の授受 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事由につき、1年度内に保障は1回のみ ・ ケア者に直接給付 <p>こんな時に使えます! ぎっくり腰になり、動けなくなってしまったため、消費材の授受と家事の手伝いをお願いした。</p>
<p>目2 ☆家族が不調のとき 家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア</p>  <p>私がかわりに買い物してきてあげるわよ</p>	<p>ケア金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間 600円 (申請は10分刻みで可) ・ 年間 10,000円限度 <p>ケア内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家事援助、共同購入品の授受 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事由につき、1年度内に保障は1回のみ ・ 家族とは、同居または別居の親・子・配偶者 ・ ケア者に直接給付 <p>こんな時に使えます! 実家の母が入院。看病のために家を空けることになった。残った家族の食事の支度と消費材の授受をお願いした。</p>
<p>目3 加入者の出産前後のケア</p> 	<p>ケア金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間 600円 (申請は10分刻みで可) ・ 年間 10,000円限度 <p>ケア内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤ちゃんの世話などの家事援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケア期間は出産前後を通して24週間 ・ ケア者に直接給付 <p>こんな時に使えます! 第2子の出産前後24週間、幼稚園バスの送迎をエッコ加入者をお願いした。</p>



日常生活保障


	保障内容	補足
<p>目4 あなたもリフレッシュ♡</p> <p>加入者のリフレッシュのためのケア</p> 	<p>ケア金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回 600円 ・ 年間 6,000円限度 <p>ケア内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 託児、家事援助、要介護者・障がい者の見守り ・ 共同購入品の授受は除く <p>こんな時に使えます！ リフレッシュのために、託児をお願いして手芸講座に参加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な目的はリフレッシュ ・ 継続した習い事は対象外 ・ 対象者は家族で介護を必要としている人、障がい者、未就学児を抱える人 ・ 未就学児を抱える加入者は託児ケアのみ ・ 加入者の歯科治療・検診も含む ・ ケア発生から7日以内に事務局へ連絡（日曜日は含まない） ・ ケア者に直接給付


<p>目5 65歳以上と、未就学児を抱える加入者を支えるコーディネートを含むサポートケア</p> <p>コーディネート可</p> 	<p>ケア金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回 600円 ・ 年間 6,000円限度 ・ コーディネーター料 成 立 300円 不成立 200円×不成立人数 <p>ケア内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間程度の日常生活の簡単なサポートケア ・ 買い物に行く間の託児 <p>園バスのバス停までの送迎。</p> <p>照明器具の交換。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児がいる場合、または、65歳以上の組合員が対象 ・ 事由が発生してから7日以内に事務局へ連絡（日曜日は含まない） ・ コーディネート制度はコーディネーターがいる支部のみ利用できます <p>こんな時に使えます！ 大雪で家の前の除雪が大変だったのでお願いした。</p> <p>引っ越しのお手伝い。</p>
---	--	--



その他の保障



	保障内容	補足
他1 ガン検診・健康診断の補助 	・年間 1回 500円 限度 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 年に1回忘れずに！ 一番使われている 保障です </div>	・年度の締め切りは3月の諸届け締め切り日（3週水曜日） ・エッコロガイド巻末に申請書がついています ・インターネットからのダウンロード可 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">添付書類</div> ・領収書（コピーも可）

他2 エッコロ長期加入者へのお祝い金 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 15年・30年 支えてくださり ありがとうございます </div> 	・年度末に1,000円の給付 ・15年間と30年間継続加入し、支え続けてくれた加入者の方へのお祝い金です <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;"> こんな時に使えます！ エッコロに加入し、15年継続した。年度末に1,000円の給付を受けた。 </div>	年度末に自動給付 （共同購入代金と相殺されます）
---	---	-----------------------------



生活クラブ福祉事業の取り組み

生活クラブデイサービスセンター「デイ こたけ」（通所介護事業）

2001年にスタートした、定員18名のデイサービスです。共に生きるまちづくりをめざして、高齢になっても自分らしく心豊かに暮らせる「地域社会づくり」「たすけあい」の精神で運営し、一人ひとりの意思を大切にサービスを提供しています。洗浄剤は石けんを使い、昼食は消費材を使ったワーカーズの食事を提供しています。

- 所在地：札幌市豊平区月寒東3条4丁目1-17
TEL：011-855-1122 Fax：011-855-1128
- 事業実施地域：豊平区月寒、美園地区、白石区の一部
(その他可能な地域もあるので、ご相談ください)



生活クラブケアプランセンター（居宅介護支援事業）

2004年にスタートし、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の専門分野の知恵を出し合いながら介護が必要な利用者とその家族の“望む生活”支援を行っています。地域の方や組合員の、介護の疑問や相談にいつでも応じています。

- 所在地：札幌市豊平区月寒東3条4丁目1-3 TEL：011-850-1088 Fax：011-850-1090
- 事業実施地域：豊平区月寒、西岡と福住の各地域、白石区、厚別区

共済事業（CO・OP共済、生活クラブ共済）

組合員のたすけあいのしくみ（経済共済）です。

CO・OP共済



全国の生協組合員が加入しているたすけあいのしくみです。けがや病気などによる経済的負担を保障します。

生活クラブ共済 ハグくみ



生活クラブのオリジナル共済です。経済的保障に加えて、生活クラブケアサービスとしてワーカーズによるケアも保障します。

葬儀サポート

2011年からスタート、葬儀社3社と提携し、組合員サポーターが組合員に寄り添い納得性の高い葬儀サポートを行います。返礼品に消費材の焼き海苔を使うことができます。

生活クラブ館・北広島

2014年に完成した生活クラブ館・北広島では、管理運営を担う委員会を北広島支部・入居ワーカーズ3団体・市民ネットが構成し、生活クラブ運動の発信と市民参画の福祉のまちづくりをすすめています。



生活クラブ館・とよひら

2020年に生活クラブ館・とよひらが「デイこたけ」に隣接してオープン、食のある居場所づくりをコンセプトにした新ワーカーズとケアプランセンターが入居し、生活クラブ、デイこたけとともに、豊平から「生活クラブの福祉・たすけあい8原則*」にのっとった地域福祉を様々な発信していきます。

*生活クラブの福祉・たすけあい8原則：1.多様性、2.尊厳の尊重、3.参加型社会、4.働きがいのある人間らしい仕事、5.居場所づくり・役割づくり、6.子育て支援、7.介護支援、8.社会的孤立への支援





生活クラブの「福祉基金」

「市民参加型福祉」を推進するための様々な道具をつくること、地域のボランティア活動を支援することを目的に、共同購入とは別の福祉のみに使われる基金を創設しました。財源は意思ある組合員一人ひとりの毎月 100 円の拠出金です。



【基金の使いみち】

① 生活クラブがすすめる福祉事業・活動への助成（基金の 7 割）

- 介護教室、介護予防教室、認知症に関する取り組み
- 子育て支援親子ひろば「ほっとたいむ」（大谷地会場、伏古会場、桑園会場）
子育て支援ワーカーズに運営を委託し、親も子もほっとできるひと時を過ごしています。
- 放課後 room こちる（北広島会場）
子育て支援ワーカーズに運営を委託、小学生が自分らしくいられる場をつくりました。



<https://www.s-coop.or.jp/welfare/shien.html>



② 地域で活躍している団体等への助成（基金の 3 割）

- 福祉基金運用委員会で確認された助成基準のもと、地域で活動している福祉団体に助成をしています。

◎過去の助成団体総数：194 団体、過去の助成金額総額：20,213,290 円（2004 年～ 2020 年）



ワーカーズ・コレクティブ（子育て支援・たすけあい・他）

★エコロが使えないときも、あなたのまわりには助けてくれるところがたくさんあります！

私たちのエコロで培ってきた「たすけあいのしくみ」から生まれたワーカーズ・コレクティブは地域のたすけあいの輪を広げ、福祉を実践しています。一部ワーカーズは生活クラブ共済の共済ケアサービスの対応もしています。下表の他、「食」「障がい」「学童」「業務請負」「リサイクルと環境雑貨」「編集・事務」など様々な分野を含め、全部で 33 団体が事業・活動を行っています。詳しくは下の問い合わせ先にお尋ねください。（N = NPO 法人）

子育て支援ワーカーズ		
N プーのいえ	手稲区	090-2690-2018
N プチトマト	北区	080-2870-9735
ぐるんぼ	南区	090-4878-1515
ぼけつとママ	石狩市	090-8636-2004
きらきら	江別市	090-6690-0865
みるきい	白石区	090-7650-6378
べりいべりい	豊平区	090-9522-7810
ほっとまむ	北広島市	090-3114-1596
ほっぺ	厚別区	080-4502-2608
N 北海道子育て支援ワーカーズ		011-632-5180

たすけあいワーカーズ		
N こころ	手稲区	011-685-9767
N むく	白石区	011-861-6914
N のほろ	厚別区	011-896-6754
N そよ風	東区	011-753-6522
N こすもす	豊平区	011-815-1175
N さくらんぼ	南区	011-555-7871
N エルサ	石狩市	0133-72-5757
N どんぐり	北広島市	011-373-8166

* ワーカーズ・コレクティブは地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として「事業化」し、地域を豊かにする、新しい働き方を実践しています。

問い合わせ先：(N) 北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会 tel 011-596-0650



生活クラブエッコロ制度規約

第一章 総則

【目的】

第1条 生活クラブエッコロ制度は、生活クラブ生活協同組合（以下、生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

【活動内容】

第2条 生協は加入者から掛金を受取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 組合員活動保障

- (組1) 組合員活動を支えるためのケア
- (組2) 組合員活動を支えるためのコーディネートによる託児ケア（支部企画のみ）
- (組3) 企画参加を支えるための補助（支部企画のみ）
- (組4) 活動中の事故による入院・在宅療養
- (組5) 活動中の事故による賠償責任
- (組6) 活動中に私物の破損があったとき
- (組7) 活動中の車・自転車の事故および自転車の盗難

2. 共同購入保障

- (共1) 共同購入品の配達当日における破損・盗難・動物被害
- (共2) 共同購入品の緊急時の預かり・配達ケア
- (共3) 65歳以上、障がい者、妊娠中の加入者、または乳幼児を抱える加入者への共同購入品の配達ケア
- (共4) 共同購入するための組合員サポート

3. 日常生活保障

- (日1) 加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養
- (日2) 家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア
- (日3) 加入者の出産前後のケア
- (日4) 加入者のリフレッシュのためのケア
- (日5) 65歳以上と、未就学児を抱える加入者を支えるコーディネートを含むサポートケア

4. その他の保障

- (他1) ガン検診・健康診断の補助
- (他2) エッコロ長期加入者へのお祝い金

【たすけあい委員会の設置】

第3条 エッコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「たすけあい委員会」を設置します。

【たすけあい委員会の議決事項】

第4条 たすけあい委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき、次の事項を議決します。

- (1) 事由発生の処理に関する事項
- (2) 制度内容の検討に関する事項
- (3) 制度案の策定に関する事項
- (4) その他、運営上必要とされる事項

第二章 契約

【加入者の範囲】

第5条 加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

【加入手続き】

第6条 生協に申請し、生協の受理をもって加入とします。

【掛金および払込方法】

第7条 掛金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払込むものとします。

- 2. 掛金の払込方法は、別に定める生活クラブエッコロ制度細則（以下、細則という）によります。

【効力の開始】

第8条 効力の開始は申込みが受理された翌日からとします。

【給付金の受取人】

第9条 給付金の受取人は加入者本人およびケア者とします。

2. 加入者が死亡したときは次の号に掲げるものとし、その順位は各号の順とします。

(1) 加入者の配偶者

(2) 加入者の死亡当時、生計を一つにしている子・父母（配偶者の父母を含む）

【契約期間】

第10条 契約期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、期間の中途における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

【契約の変更】

第11条 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届け出るものとします。

(1) 加入者の氏名の変更

(2) 加入者の住所の変更

(3) 加入者の班または支部の変更

【契約の消滅】

第12条 契約は加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

第三章 掛金の種類および給付金の支払い

【事由発生の報告】

第13条 加入者またはその家族は、事由が発生したときには速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

【給付金の支払請求】

第14条 給付金の受取人は事由が発生したとき、その発生日から60日以内に支払請求書（事由申請書）と添付書類を提出し、給付金の支払を請求するものとします。

【給付金の支払い】

第15条 給付金は事由内容を規約および細則にそってたすけあい委員会または福祉担当理事会が審査するものとします。

【時効】

第16条 給付金の受取人が請求手続きを事由発生から1年間怠ったとき、生協は給付金の支払い義務を免れます。

【調整】

第17条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じたときは、たすけあい委員会または福祉担当理事会において調整するものとします。

第四章 実施方法

【業務委託】

第18条 生協は活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

【細則】

第19条 生協はこの規約に定めるものの他、活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

【附則】

第20条 この規約は1992年12月25日から施行するものとします。
2. この規約の改廃は、生協の総代会において行うものとします。
3. この改正規約は1996年4月1日から施行するものとします。
4. この改正規約は1997年4月1日から施行するものとします。
5. この改正規約は1998年4月1日から施行するものとします。
6. この改正規約は1999年4月1日から施行するものとします。
7. この改正規約は2000年4月1日から施行するものとします。
8. この改正規約は2001年4月1日から施行するものとします。
9. この改正規約は2005年9月1日から施行するものとします。
10. この改正規約は2008年9月1日から施行するものとします。
11. この改正規約は2012年8月1日から施行するものとします。
12. この改正規約は2015年8月1日から施行するものとします。
13. この改正規約は2020年9月1日から施行するものとします。
14. この改正規約は2021年9月1日から施行するものとします。



生活クラブエッコロ制度細則

【総則】

第1条 エッコロ制度規約(以下「規約」という)第19条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

【家族の定義】

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居する親・子・配偶者・祖父母・孫と別居の親・子・配偶者とします。

【不慮の事故の定義】

第3条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。

- (1) 交通事故
- (2) 不慮の中毒
- (3) 不慮の墜落
- (4) 天災
- (5) 火災および火焰による不慮の事故
- (6) 不慮の溺没
- (7) 不慮の打撲
- (8) その他、たすけあい委員会が特に認めたもの

【入院の定義】

第4条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは医師法に定める病院、または診療所とします。ただし、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。
3. 加入者が入院後に病院を変更し、別の病院へ転院した場合は継続して入院したものとします。
4. 同一病気・同一事故に起因する入院は、入院をくり返しても一事由とします。

【在宅療養の定義】

第5条 「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

【契約期間をまたがる事由の取扱い】

第6条 事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

【組合員活動の定義】

第7条 規約に規定する「組合員活動」とは、チラシまきなどの拡大活動、組合員の各種委員会、集会、イベント、サークル活動、共同購入品の授受などとし、組合員に同行している家族も含みます。また、留守番をしている未就学児童を含みます。

【掛金の払込み方法】

第8条 規約第7条の掛金の払込み方法は、毎月共同購入代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

2. 掛金の未納者は、制度の保障が失われ契約が失効されます。

【解約方法】

第9条 規約第10条第2項で規定する解約方法は、所定の解約届けを3月第1週から第3週水曜日(生活クラブカレンダーによる)の間に提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。

【保障内容】

第10条 規約第2条に規定する「契約期間中に発生した各事由に対する保障内容」および規約第14条に規定する「添付書類」は、エッコロガイドのとおりとします。

【ケアおよびケア者の定義】

第11条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

【附則】

第12条 この細則は、1992年12月25日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は、生協の理事会において行うものとします。
3. この細則は、2004年4月1日から施行するものとします。
4. この細則は、2005年9月1日から施行するものとします。
5. この細則は、2015年8月1日から施行するものとします。
6. この細則は、2021年9月1日から施行するものとします。

組 3 企画参加を支えるための補助(支部企画のみ)

エコロ加入者専用

切り取ってコピーして
使用できます

★この申請用紙は、支部で取りまとめてエコロ事務局へ提出して下さい

生活クラブ生活協同組合 御中

下記事由発生内容の理由により、給付金の請求を致します。

* 託児 1 人につき 300 円を上限とした実費補助(共同購入代金と相殺)

* 託児人数の制限はありません

<申請者記入欄> ※太枠内はもれなく記入してください

支部/コースコード		組合員コード	
氏名		電話番号	
事由発生日/開催支部			
参加企画の名称			
子どもの名前と年齢(月齢まで)を記入して下さい			
名前		年齢(月齢)	歳 か月 男・女
名前		年齢(月齢)	歳 か月 男・女
名前		年齢(月齢)	歳 か月 男・女
名前		年齢(月齢)	歳 か月 男・女
託児利用人数	人	補助申請金額	円 × 人 = 円

・主催者は下記の託児利用の証明欄へ記入してから本部へ提出して下さい。また、下記の預かり証に、日付と利用者名、支部名を記入して、切り取って利用者へ渡して下さい。

<主催者記入欄>

託児費受領証明	企画開催日	年	月	日
企画等の名称;				
託児費徴収金額;	円 (円 ×	人 =	円)
支部名;	/ 担当者;			

手続き：必要記載事項に欠落があると受付、審査、給付が遅れますのでご注意ください。

たすけあい委員会処理欄	審査日	20 年 月 日	備考
	審査結果	可・不可	



預かり証	年 月 日 エコロ申請書を預かりました
給付は共同購入代金と相殺になります。それまで保管してください。	氏名 様 支部名

他1 ガン検診・健康診断の補助

エッコロ加入者専用

切り取ってコピーして
使用できます

生活クラブ生活協同組合 御中

下記共済事由発生内容の理由により、給付金の請求を致します。

(*該当する太枠内はすべて記入して下さい)

支部名		支部コード		班コード		組合員コード	
フリガナ					電話番号		
加入者氏名						生年月日	

◆ 共済事由発生申請書 ◆

検診名							
検診日時	20	年	月	日	午前・午後	時頃	
医療機関名							
住所						TEL ()	
感想・意見等							

領収書を添付して下さい。

(注) 保障内容：①給付金は年1回、500円を限度とする実費です。

②領収書(コピー可)の添付が必要です。

手続き：必要記載事項に欠落があると受付、審査、給付が遅れますのでご注意下さい。

給付事務処理欄			
受 付 者 名		電 算 入 力	

たすけあい委員会処理欄			
審査日	20	年	月
審査結果	可・不可		備 考

「広げよう！たすけあいのしくみ」 エッコロ制度で豊かな人間関係の輪をつくろう！

これまで私たちは、共同購入を通して話し合い、お互いにたすけあい、学び合う中で暮らしをめぐる様々な問題を解決してきました。

1993年1月にスタートした「エッコロ」は、年代もライフスタイルも違う多様な人たちが、困ったとき助けてほしいとき、気軽に「困っているの」「どうしよう」と頼みあえる豊かな人間関係を生み出してきた、生活クラブならではのたすけあいのしくみです。

しかしこの間、社会状況や組合員の状況も大きく変わり、生活クラブの共同購入は戸別配送が8割に近づきつつあり、組合員同士が知り合い、関係性を広げるためには工夫が必要となってきました。一方、社会は少子化高齢化と人口減少が速度を増し、組合員の高齢化も確実に進んでいます。このような中、生活クラブの私たちが地域でつながり、たすけあいのしくみを広げることは、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりの実現に向けてとても意義のあることです。

多くの人に参加し、多くの人を利用してこそ広がるエッコロ制度、これからも組合員の声やアイデアを集めながら、みんなで生活クラブならではのたすけあいのしくみ「エッコロ」を大きく育て、地域の中に豊かな人間関係の輪を広げていきましょう。



エッコロとはイタリア語で「はい、どうぞ」という意味です。一見かわいいウサギに見えるこのマークは、逆さに見ると両手が図案化されていて「困ったときに手を差し伸べてあげよう」という思いが込められています。



発行 生活クラブ生活協同組合 福祉担当理事会

— 2021.9 —

